

令和8年4月に中学校に入学するお子様の保護者の方へ 就学援助制度(入学準備金)のお知らせ



佐伯市では、就学援助費として中学校の入学に必要な費用の一部を入学前に支給しています。令和8年4月に佐伯市立の中学校へ入学するお子さんの保護者で、就学援助の要件に該当する方が対象となります。審査の上、支給対象者を決定します。

※なお、すでに就学援助の認定を受けている方については受給対象となっていますので、**再度申請していただく必要はありません。**

入学準備金の支給を受けることができる方

次の(1)~(4)の要件をすべて満たす方が対象となります。

- (1) 佐伯市に住所(住民票)を有し、居住している保護者
- (2) 令和8年4月に佐伯市立の中学校に入学予定のお子さんの保護者
- (3) 就学援助の要件に該当する方(詳しくは下記『就学援助を受けるための要件』をご覧ください)
- (4)生活保護費を受給していない世帯(生活保護費を受給中の方は、保護費による入学準備金の支給があります)

【注意】

次の①・②に該当する場合は入学準備金の支給対象にはなりません。

- ① 令和8年3月末日以前に佐伯市外に転出する場合
- ② 令和8年4月に佐伯市立の中学校に入学しない場合
- ※上記に該当する可能性がある場合は、入学前の申請をご遠慮ください(入学後に通常の就学援助を申請することは可能です)。上記に該当し入学準備金の支給を受けた場合は、**入学準備金の返還**をしていただきます。

就学援助を受けるための要件

以下のいずれかに該当する場合に対象となります。

要件	申請に必要な添付書類	
(1)生活保護が停止又は廃止になったが、依然生活が困難である	なし	
(2)市民税の非課税又は減免の取り扱いを受けている	(注)なし※下記参照	
※保護者全員が該当している場合のみ対象		
(3)個人事業税又は固定資産税の減免を受けている	減免通知書の写し	
(4)国民年金又は国民健康保険税の減免を受けている	減免通知書の写し	
※保護者全員が該当している場合のみ対象		
(5)児童扶養手当の支給を受けている	なし	
※児童扶養手当とは、ひとり親家庭等への支援制度です。 児童手当とは	(申請書に4桁の証書番号の	
異なりますのでご注意ください。	記入が必要です)	
(6)生活福祉資金の貸付を受けている	貸付決定通知書の写し	
(7)その他、特別な事情により、生活保護世帯に準ずる程度で経済的に	(注)なし	
困窮していると認められる家庭	※下記参照	
(裏面にモデルケースを記載しています)		

(注)…(2)または(7)に該当し、令和7年1月2日以降に市外から転入した場合は、生計が「同」で18歳以上の方(高校生を除く)全員分の「所得課税証明書」が必要になります。令和7年1月1日に住民票のあった市町村で取得し、申請時に添付してください。

◎(7)における世帯の収入基準認定モデル ※所得ではなく収入で審査しま

家族の人数(人)	3人	4人	5人	6人
世帯の収入の目安(円)	256 万	299万	352万	381万

このモデルはあくまで目 安です。家族構成や年齢 等により、審査基準は細 かく異なります。

申請手続きの方法

- ○各学校に申請書等を備えてありますので、申請される方は各小学校へお問い合わせください。
- ○受付期間・・・令和8年1月30日(金)まで

※期間内に申請しない場合でも、入学後に令和7年度就学援助を申請し<u>|学期中に</u>認定となった場合は、 新入学児童生徒学用品費として入学準備金と同額が支給されます。

支給時期/支給金額

- ○支給時期・・・令和8年3月25日(水)(小学校6年生の就学援助費3学期分と同時に支給されます)
- ○支 給 額 …63,000 円

注意事項



- ●申請後、入学前までに転居・結婚(事実婚含む)等の家庭状況の変更があり、就学援助の要件に該当しなくなった場合は、再申請を行う必要があります。すみやかに下記の連絡先までお知らせください。要件を満たさずに受給した場合は、入学準備金を返還していただきます。
- ●このお知らせは「中学校入学予定者用」です。令和8年4月に小学校へ入学予定のお子さんがいるご家庭には、 Ⅰ月初旬頃、関係書類をご自宅へ郵送します。小学校と中学校で申請手続き等が異なる部分がありますので、ご注意ください。



(担当) 佐伯市教育委員会 学校教育課 学事係 TEL 0972-22-4064